

# 天照大神Ⅱ大日如来習合説をめぐって(上)

伊藤 聡

## 〈目次〉

はじめに

- 一、天照大神Ⅱ大日如来習合説の発生
- 二、橘諸兄参宮説話の成立(以上今回)
- 三、行基信仰と伊勢神宮
- 四、曼荼羅としての伊勢神宮
- 五、法性神観の形成
- 六、宝珠信仰と天照大神  
おわりに

## はじめに

仏教系の神道説、就中密教系神道を「両部神道」という。この呼称は、吉田神道(下部神道)の創始者である吉田兼俱(二四三五、一五二二)の『唯一神道名法要集』の一節に由来する。兼俱は自家の神道を「元本宗源神道」と称する一方、当時あつた他の神道諸流について、社家のそれを「本迹縁起神道」、仏家(密家)のそれを

「両部習合神道」と呼び、後者を次のように定義した。

問。両部習合神道者、何哉。

答。以胎金両界<sup>一</sup>、習内外両宮<sup>二</sup>、以諸尊<sup>一</sup>、合諸神<sup>二</sup>。

故云両宮習合神道<sup>一</sup>者乎。

問。如然習合者、何人所意哉。

答。伝教・弘法・慈覚・智証等、此四大師之所意也。

所以者何、極彼真言之奥蔵<sup>一</sup>、悟吾神道之密意<sup>二</sup>、得大日

本国之名<sup>一</sup>、覚大毘盧遮那之実地<sup>二</sup>、抛神代之書籍<sup>三</sup>、設秘密

之积義<sup>一</sup>、各号一師之神書<sup>二</sup>。自爾以来、顕密之諸宗、入神

道<sup>一</sup>、述末書<sup>二</sup>者、其数五百余卷。故是云大師流之神道<sup>一</sup>。亦

一、義也。

前の傍線部にあるごとく、兼俱が密教系神道に「両部」の語を冠した所以は、同神道が胎蔵・金剛両界を以て、伊勢内外両宮(天照皇大神宮・豊受大神宮)に配していたことに注目したためである。これは畢竟大日如来(摩訶毘盧遮那如来)と天照大神との習合である。「両部習合」なる名辞は、両者の結びつきこそが密教系神道説の中

核だと、兼俱が理解していたことを示している。

また、後の傍線部では、「両部習合神道」の所説のひとつとして、「大日本国」が「大毘盧遮那」(摩訶毘盧遮那如来)大日如来の境地の表示とすることが挙がっている。これは、大日本国の国号が「大日(如来)の本国」を表わすとする説(ここでは「大日本国」説と呼んでおく)で、かかる理解もまた天照大神と大日如来との習合と密接に結びついたものであった。

「両部(習合)神道」の呼称が、以後ひろく流通・定着していったことよりも分かるごとく、兼俱の命名は密教系神道の基本的性格を的確に捉えたものだった。奈良時代以来の神仏習合の潮流は、平安中期以降になると、本地垂迹説を生み出した。さらに平安末から鎌倉期に至る過程で、本地垂迹説を前提として仏と神との関係を、教理的により精緻に説明する傾向があらわれ、専らそのことを中心に説くテキスト(神道書)までもが出現する。このなかにあつて、真言密教の教主たる大日如来と、神祇界の頂点に位置する天照大神とが習合したことの意義は大きく、中世以降の神仏習合思想・神道説の展開に対して、決定的な影響を与えることになったのである。

本稿は、この天照大神と大日如来との習合説の成立と展開、所説の内容について検討し、同説の思想史的意義を考察せんとするものである(以後天照)大日習合説と略称)。従来、天照)大日習合説については、中世神道・両部神道研究のなかで、数多く考察が加えられてきたが、トータルに論じた研究は少ない。本稿はかかる現状に鑑み、天照)大日習合説の全体像を俯瞰するための見取り図を描き

出そうとするものである。

本論に先だつて、天照)大日習合説成立の前提について述べておきたい。大日如来(摩訶毘盧遮那如来)が天照大神と結びつくのは太陽を通じてのことであった。「毘盧遮那」(Vairocana)とは太陽を意味する語であり、「大日」とは「摩訶毘盧遮那」の意訳である。いっぽう、天照大神(アマテラスオホカミ、アマテルオホカミ)は、いうまでもなく太陽の神格化である。本地垂迹説において、仏(本地)と神(垂迹)の結合は、通例ではその別当寺院の本尊や本末関係から発することが多く、神仏の属性が結びつく契機になる例は少ない。そのなかにあつて、大日如来と天照大神との関係は、珍しく理に叶っていたのである(天照大神は、大日如来のほかに観音菩薩・愛染明王・阿弥陀如来等とも習合するが、これらもまた太陽が習合の媒介となっている)。

## 一、天照大神)大日如来習合説の発生

### ①成尊『真言付法纂要抄』

天照大神)大日如来習合説の初見は、小野流の成尊(二〇二〜七四)が、康平三年(一〇六〇)に、後三条天皇(当時は東宮)に撰進した『真言付法纂要抄』(以下『纂要抄』と略称)にある。本書は、大日如来以来空海に至る「密蔵流布之大綱」を記した書で、前半に大日如来から空海に至る真言八祖の伝記を述する。後半では「十種

殊勝」として、空海所伝の「東寺方」(ここでは東密の意)が他宗より勝る十箇の理由(灌頂殊勝・受学々々・梵文々々・相承々々・誓願々々・宝珠々々・道具々々・入定々々・法則々々・外護々々)を列挙し、その末尾に至つて、本朝において密教が隆盛する所以を次のように述べる。

抑於「瞻部洲八万四千聚落之中」、唯陽谷内、盛「秘密教」。事見「上文」。昔威光菩薩(摩利支天、大日化身也)、常居「日宮」、除「阿修羅王難」。今遍照金剛鎮住「日域」、増「金輪聖王福」。神号「天照尊」、利名「大日本国」乎。自然理、立「自然名」。誠職「此」之由矣。是故南天鐵塔雖「連」、全包「法界心殿」。東乘陽谷雖「鄙」、皆是大種姓人。明知、大日如来加持力之所「致也」。豈凡愚所「識乎」。今正仏日再曜、專仰「聖運」焉。(注4)

(抑も瞻部洲八万四千聚落の中に於て、唯だただ陽谷(日本)の内にのみ、秘密の教を盛んにす。事上文(「十種殊勝」のこと)に見えたり。昔威光菩薩(摩利支天、即大日化身なり)、常に日宮に居して、阿修羅王の難を除く。今遍照金剛として、鎮とこなへに日域に住し、金輪聖王の福を増す。神をば天照尊と号し、刹せきをば大日本国と名づく。自然の理、自然の名を立つ。誠まことに之を職しよとする由ゆへなり。是の故に、南天鐵塔すほ連しと雖も、全く法界心殿かみを包かたり。東乘陽谷は鄙ちひしと雖も、皆是れ大種姓の人なり。明に知りぬ、大日如来の加持力の致す所なり。豈に凡愚の識る所ならんや。今正に仏日再び曜して、専ら聖運を仰ぐ。)

天照大神 大日如来習合説をめぐつて(上)

最初に右の通釈を行つておきたい。先ず、かつて大日如来の化身たる威光菩薩(金剛光菩薩)が太陽に住して阿修羅の災いを除いたように、現在「遍照金剛」(空海)が日本に住すことで、「金輪聖王」(ここでは天皇の意)の福を増進させていると、空海による密教の將來が皇運をいやすものであると説く。そして、日本の神を「天照尊」(天照大神)、国を「大日本国」と号するのは、「自然の理、自然の名を立つ」ものだという。これは名詮自性ということである。つまり、日本が密教流布の勝地として予め約束されていることを、国号と神名とが示している、と主張しているのである。次にいう「南天鐵塔」とは南天竺にあった鉄塔のことで、この中で龍猛菩薩が金剛薩埵より『大日経』『金剛頂経』の両部大経を相承したという。これは法身仏たる大日如来の直説が、如何にして俗世に流伝し得たかを説明する「神話」である。「法界心殿」は大日如来が所住する宮殿のことで、如来の境地そのものも意味する。「南天鐵塔連しと雖も、全く法界心殿を包たり」とは、両部大経を納めたる鉄塔は狭小なりともその中に大日如来の真理が全く包含されている、との意である。右文では南天鐵塔を日本と対比しつつ、本朝(東乘陽谷)は辺境ではあるが、密教流布に相応しき大種姓の国民なのであると説かれる。ここでは、当時の常識だった粟散辺土觀(摩)——仏法開教の地たる天竺(世界の中心)から遠く離れた日本は仏の利生に与ること最も薄き辺境なりとの觀念——を否定し、日本こそが密教勝地の地だと主張しているのである。但し、なぜ日本がそうであるのかといえ、大日如来の加持力の致す所」であり、「凡愚の識」

り得るところではない、と強弁するのみであるが。

成尊<sup>(注)</sup>は、仁海(九五―一〇四六)より小野流の正流を嗣いで、八祖伝来の舍利を相承し(仁海の真弟(実子)という伝承もある〔古事談〕卷三)、曼荼羅寺に住した。後三条天皇の護持僧として寵愛を受け、その即位の際に愛染王法を修して前帝後冷泉天皇を呪殺したとの所伝があり〔阿婆縛抄〕卷一―五等)、また即位灌頂の創始者ともいう(これについては後述)。晩年(延久四年(一〇七二))には東寺長者となった。弟子に範俊・義範がおり、小野・醍醐諸流は、彼を事実上の鼻祖とする。

成尊の名は、舍利信仰・愛染法・即位灌頂といった、院政期から鎌倉期にかけての真言密教の変貌を象徴する事象にしばしば登場する。その意味で、この時代の密教の日本的展開にとって、彼の果たした役割は大きい。密教と国家・王権の関係を神秘的融即の理によつて説明する『纂要抄』も、そのような成尊の姿を浮き彫りにするものであった。

## ②『真言付法纂要抄』の享受

如上『纂要抄』の一文のなかでは、空海(遍照金剛)・日本(大日本国)・天照大神(天照尊)が、その名辞の持つ類縁性を媒介として、大日如来と関係づけられていることが確認できる。ここに、大日如来と天照大神・空海との習合説、「大日本国」説といった、後世の中世神道説において主要なテーマとなつていく事柄の萌芽を見いだせるだろう。ただ文脈に即して理解する限り、成尊の主旨は大

日如来に発し空海に至る相承の正統性を確認し、自らが所住する日本という空間における密教流布の必然性を説くことにある。天照大神や空海が大日如来の化身であることを含意していることは確かだとしても、そのことはここでの主眼とはなっていない。

ところが鎌倉期になると、この一文こそが大日如来⇨天照大神・空海習合説・「大日本国」説の本説として本文より断り出され、諸書に引用されるようになっていった。はやくから、この一節に注目したのは、『弘法大師御遺告』の注釈書類である。これらの諸注では、「此に経あり、『大毘盧遮那経』といふ、(中略)大日本国高市郡久米の道場の東塔に在り」とある本文の「大日本」の語注として、『纂要抄』がしばしば引かれているのである。

以下鎌倉期の御遺告注の例を挙げるに、高野八傑の一人尚祚(？)〔二二四五〕の『御遺告勸註抄』<sup>(注)</sup>「大日本国事」条に「小野成尊撰纂要抄」として、中性院流の祖頼瑜〔二二二六―二三〇四〕が弘長二年(一二六二)に撰述した『御遺告釈疑抄』<sup>(注)</sup>上の「問。大日本国矣。立名所由如何」条には「成尊僧都纂要抄」として、さらに撰者不詳ながら鎌倉期中後期成立の『御遺告秘要抄』<sup>(注)</sup>卷一の「問。大日本国者其意如何」には「小野成尊撰纂集云」として、右の全文が引かれている。これらは、専ら「大日本国」説の本説としての関心からの注目である。

この中で特に見ておきたいのは、『御遺告秘要抄』である。同書では『纂要抄』を引いた後に、次のような注記がある。

今此撰集<sup>ト</sup>者、人皇第六十六代之皇孫<sup>ト</sup>円融<sup>ノ</sup>院<sup>ノ</sup>太子一條院<sup>ノ</sup>御宇<sup>ト</sup>、（治天下二十五年、生年四十二、元年十亥）永延之比、依<sup>テ</sup>宣旨<sup>ニ</sup>撰<sup>ス</sup>集<sup>ス</sup>之<sup>ヲ</sup>。此<sup>ノ</sup>撰<sup>ル</sup>之意<sup>ハ</sup>、弘法大師<sup>ノ</sup>撰<sup>ス</sup>鎮護<sup>ス</sup>國家<sup>ノ</sup>之<sup>ノ</sup>聖主<sup>ト</sup>、（注10）下<sup>ニ</sup>記<sup>ス</sup>文<sup>也</sup>。是即日本<sup>ノ</sup>國主<sup>ト</sup>大日<sup>・</sup>天照<sup>ノ</sup>之末孫<sup>也</sup>。故<sup>ニ</sup>國主<sup>ト</sup>大日<sup>ト</sup>云意<sup>也</sup>。

右注記の『纂要抄』の由来について、一条院御宇永延元年（九八七）の撰とするのは、明らかに誤りである。なぜこのような誤伝が生じたのか明らかでないが、ここで注目すべきは傍線部の記述である。すなわち、『纂要抄』撰述の意図は、空海が「鎮護國家之聖主」であり、國主即大日（＝天照）であることを示すためだったというのである。さらに、同書では、「大日本國……」条に付された「師資面決」のなかに、『纂要抄』の文言を踏まえた、次のような一節が見える。

……成尊僧都、内裏<sup>ノ</sup>曼荼羅<sup>ノ</sup>供養<sup>ノ</sup>之時<sup>ハ</sup>、神<sup>ヲ</sup>号<sup>シ</sup>天照<sup>尊</sup>、郡<sup>ヲ</sup>名<sup>シ</sup>大日本<sup>國</sup>乎。自然<sup>ノ</sup>之<sup>ノ</sup>理<sup>、</sup>立<sup>ニ</sup>自然<sup>ノ</sup>之<sup>ノ</sup>名<sup>ヲ</sup>。是即顯<sup>ニ</sup>法界<sup>ノ</sup>法爾<sup>ノ</sup>之名<sup>・</sup>法爾<sup>ノ</sup>之<sup>ノ</sup>理<sup>ヲ</sup>。誰人<sup>ノ</sup>國主<sup>ヲ</sup>曰<sup>ク</sup>天照<sup>ト</sup>、何<sup>ノ</sup>師<sup>ノ</sup>國名<sup>ニ</sup>大日本<sup>國</sup>哉。不可說<sup>ノ</sup>之<sup>ノ</sup>実語<sup>、</sup>不可說<sup>ノ</sup>之<sup>ノ</sup>妙旨<sup>也</sup>。可察<sup>々々</sup>。（注11）

以上の解釈において想起されるのは、即位灌頂<sup>（注12）</sup>のことである。即位灌頂とは、新帝即位の際結印して高御座に登壇する作法をい、中近世を通じて実修された。その初見たる大江匡房（二〇四一〜二一一二）『後三条院御即位記』<sup>（注13）</sup>には、治暦四年（二〇六八）の後

天照大神＝大日如来習合説をめぐって（上）

三条院即位のとき「此間結<sup>レ</sup>手、如<sup>ク</sup>大日如来<sup>、</sup>即持<sup>ク</sup>拳印<sup>」</sup>の所作を行ったと記される。これが果たして後の即位灌頂の所作を指すのかは、必ずしも明瞭ではないのだが、慈円（一一五五〜一二二五）の『夢想記』<sup>（注14）</sup>に「帝王即位之時、結<sup>ク</sup>智拳印<sup>、</sup>就<sup>ク</sup>高御座<sup>」</sup>之由、匡房卿記一筆書<sup>」</sup>之云云。と、既に鎌倉初期には同灌頂の先例と見なされていた。鎌倉中期以降、灌頂の伝授に関白が関与するようになると一挙に関心が高まるが、ここに本稿との関連で注目すべきは、『公衡公記』弘安十一年（二二八八）三月二十三日条の裏書にみえる一条家経（一二四七〜九三）の次のような発言である。

前殿云、……此事（即位灌頂——引用者注）、後三条院御時、清尊法印<sup>（注15）</sup>授<sup>ク</sup>申<sup>之</sup>。其後時々有<sup>ク</sup>此事。真言師秘事歟。（注16）

ここでいう「清尊法印」とは成尊のこととみてよい。さらに聊か後代のものだが、家経の末孫たる一条冬良（二四六四〜一五一四）『即位灌頂印明由来事』にも、

後三条院治暦四年七月廿一日即位之時、成尊<sup>（注17）</sup>授<sup>ク</sup>申<sup>主上</sup>。仍着<sup>ク</sup>高御座<sup>」</sup>之時、令<sup>レ</sup>結<sup>ク</sup>一印<sup>、</sup>給<sup>之</sup>由、見<sup>ク</sup>匡房卿記<sup>」</sup>。是其<sup>ノ</sup>濫觴<sup>也</sup>。（注18）

とあり、即位灌頂の由来について、①即位灌頂は後三条院即位を濫觴とすること、②導師として成尊が擬せられていたこと、が分か

る。

成尊が後三条院に伝授した即位灌頂の内容について、林屋友次郎は「国体の語と起源と概念(1)〜(7)」（『中外日報』昭和十二年二月七日号〜十六日号）の中で、高橋太華蔵（高野山金剛三昧院旧蔵）『無題』（永仁四年（一一九六）契<sub>注18</sub>写）なる一書（卷子上下巻）を紹介している。同書は「観賢、淳祐、元杲、仁海、成尊、範俊等、大体小野流系統に属する平安朝期の真言宗の高僧達が、宮廷内に於いて修せる御修法の次第を記録註釈せるもの」とのことだが、その下巻に成尊の即位灌頂の記事がある。林屋は灌頂本文は省略しているものの、その裏書を引いている。

#### 一、手結大日金輪印事

天子踐祚謂<sub>二</sub>之繼体<sub>一</sub>。繼体者天子繼<sub>二</sub>承国体<sub>一</sub>也。天照尊是大日金輪、和国御国体也。手結<sub>二</sub>金輪印<sub>一</sub>、心想<sub>二</sub>天照尊<sub>一</sub>。天子自証国体、応<sub>二</sub>現天照尊<sub>一</sub>。

理源房御本ニ依ルニ、国体ニ深浅ノ四釈アリ。一者天照大神、二者国家曼荼羅、三者法王ノ憲法、四者神国記。今ノ国体ハ第一釈也。

範俊云、国家曼荼羅ハ国性也。<sub>(注19)</sub>

林屋は「応現天照尊」までが成尊自身の所伝としているが、如何なものか。寧ろ永仁四年時点に存在が確認できる即位灌頂への解釈としておいた方がよいだろう。それにしてもこの一文は、即位灌頂を

以て天皇が大日如来⇨天照大神と一体化する作法なることを明かしている点で注目すべきものである（ここでは大日⇨天照を「国体」と称している）。

『秘要抄』の所説は、まさに右とその主旨を同じくしている。ここで、成尊が即位灌頂の創始者と見なされていたこと、『纂要抄』が後三条天皇に撰進された書であることを勘案すれば、『秘要抄』において『纂要抄』の末尾の一文は、即位灌頂の意義を説いたものと理解されていたと判断できる。さらに「此ノ撰之意ハ」云々のくだりからすれば、『纂要抄』全体もそう見なされていたといえるだろう。なぜなら、即位灌頂によって大日如来と合一した国主（天皇）にとつて、八祖伝と密教の日本伝来とは、従来の「正史」に対する、もうひとつの王権の歴史だからである。ただ、このように二重化されたかに見える王権の歴史⇨神話は、天照⇨大日習合説によつて、実は統合されている（これも一種の神仏習合であろう）。このようななかで『纂要抄』は、王権の歴史⇨神話テキストの一つと位置づけられ、流通していったのである。

※

『御遺告』注釈書以外としては、次の諸書のなかに『纂要抄』が引かれている。

○道宝（一一二四〜八一）『高野物語』巻三<sub>(注20)</sub>

大日如来<sub>ノ</sub>出世<sub>ト</sub>申<sub>ク</sub>、我国<sub>ノ</sub>初<sub>ニ</sub>、天照大神<sub>ニ</sub>ヲハシマス。其離言<sub>、</sub>教法<sub>、</sub>南天<sub>ニ</sub>伝<sub>テ</sub>、鉄塔<sub>ニ</sub>ヲハシマシケルカ、自然<sub>ニ</sub>流行<sub>シテ</sub>、吾国<sub>ニ</sub>弘<sub>レ</sub>。是機縁<sub>、</sub>シカラシムル也。此事多<sub>ク</sub>書記<sub>ニ</sub>載タルニモア

ラス。古<sup>キ</sup>人<sup>ノ</sup>口伝<sup>ニ</sup>カスカニ侍ル上ニ、愚老<sup>ノ</sup>案立<sup>ヲ</sup>加<sup>ハ</sup>侍事也。  
秘<sup>テ</sup>秘<sup>ス</sup>事<sup>ニ</sup>侍也。小野<sup>ニ</sup>、中比、明匠<sup>ニ</sup>成尊僧都<sup>ト</sup>申人<sup>ノ</sup>作<sup>レル</sup>事<sup>ノ</sup>、  
中<sup>ニ</sup>、国<sup>ヲ</sup>大日本国<sup>ト</sup>号也。

○道範(一一八四〜一二五二)『初心頓覺抄』上<sup>(注2)</sup>

小野僧正<sup>ノ</sup>詞、神<sup>ヲ</sup>号<sup>シ</sup>天照大神<sup>ト</sup>、国<sup>ヲ</sup>名<sup>シ</sup>大日本国<sup>ト</sup>、祖  
師<sup>ヲ</sup>遍照金剛<sup>ト</sup>言<sup>フ</sup>。此<sup>ノ</sup>遍照<sup>ト</sup>者、根本大日遍照<sup>ト</sup>、大日<sup>ノ</sup>御名  
也。大日遍照<sup>ト</sup>申<sup>キ</sup>、天照大神<sup>ト</sup>申<sup>キ</sup>、只一仏<sup>ノ</sup>異名也。

○通海(一二三四〜一三〇五)『大神宮參詣記』下<sup>(注2)</sup>

弘法大師、神明<sup>ノ</sup>御使<sup>ト</sup>シテ、密教<sup>ヲ</sup>我國<sup>ニ</sup>伝<sup>タ</sup>マヘリ。依<sup>リ</sup>テ之<sup>ニ</sup>、  
小野<sup>ノ</sup>纂要<sup>ト</sup>申<sup>フ</sup>文<sup>ニ</sup>ハ、弘法大師<sup>ノ</sup>御事<sup>ヲ</sup>、昔威光<sup>ノ</sup>菩薩<sup>ト</sup>シテ、ツ  
ネ<sup>ニ</sup>日宮<sup>ニ</sup>居<sup>シ</sup>テ、阿修羅王<sup>ノ</sup>難<sup>キ</sup>除<sup>キ</sup>、今ハ遍照金剛<sup>ト</sup>シテ、鎮<sup>ニ</sup>日  
域<sup>ニ</sup>住<sup>シ</sup>テ、金輪聖王<sup>ノ</sup>福<sup>ヲ</sup>マス。神<sup>ヲ</sup>天照尊<sup>ト</sup>名付<sup>ケ</sup>タテマツリ、  
邦<sup>ヲ</sup>日本国<sup>ト</sup>云<sup>フ</sup>。自然<sup>ノ</sup>名<sup>、</sup>実<sup>ニ</sup>職<sup>ト</sup>シテ、是<sup>ニ</sup>ヨル。此<sup>ノ</sup>ユエニ、  
南天<sup>ノ</sup>鐵塔<sup>ハ</sup>、迄<sup>ス</sup>イヘトモ、全<sup>ク</sup>法界心殿<sup>ヲ</sup>カネ、東乘<sup>ノ</sup>陽谷<sup>ハ</sup>イ  
ヤシトイヘトモ、皆は大種姓<sup>ノ</sup>人也。アキラカニシリス、大日  
如来<sup>ノ</sup>加持力<sup>ヲ</sup>イタス処也、豈<sup>ア</sup>凡愚<sup>ノ</sup>シル処<sup>ナ</sup>ラムヤト侍<sup>リ</sup>。

○杲宝(一二三〇六〜六二二)『東宝記』第一「密教相應事」<sup>(注23)</sup>

小野纂要<sup>ニ</sup>云、抑於<sup>ニ</sup>瞻部州八万四千聚落之中<sup>ニ</sup>、唯陽谷内<sup>ニ</sup>、盛<sup>ニ</sup>  
秘密教<sup>ノ</sup>事、昔威光菩薩<sup>ノ</sup>常居<sup>ニ</sup>日宮<sup>ニ</sup>、除<sup>キ</sup>阿修羅王<sup>ノ</sup>難<sup>ヲ</sup>。  
今遍照金剛<sup>ノ</sup>鎮住<sup>ニ</sup>日域<sup>ニ</sup>、増<sup>シ</sup>金輪聖王<sup>ノ</sup>福<sup>ヲ</sup>矣。神号<sup>シ</sup>天照尊<sup>ト</sup>、  
邦名<sup>シ</sup>日本国<sup>ト</sup>乎。自然理<sup>、</sup>自然名<sup>、</sup>職此之由<sup>ニ</sup>矣云々。倩案<sup>ニ</sup>緯  
意<sup>ニ</sup>、以<sup>テ</sup>遍照尊之教法<sup>ヲ</sup>、伝<sup>フ</sup>大日之本国<sup>ニ</sup>、以<sup>テ</sup>天照尊之苗  
裔<sup>ヲ</sup>、為<sup>シ</sup>烏卵之皇統<sup>ト</sup>。依正相應<sup>、</sup>真俗冥會<sup>。可<sup>レ</sup>仰可<sup>レ</sup>貴。</sup>

天照大神<sup>ニ</sup>大日如来習合説をめぐって(上)

必ずしも正確な引用ではなく、或いは取意にて、或いは和文に和  
らげた例もみられるが、このことはかえって、かの『纂要抄』当該  
文の広範な流布の様相を示すものであろう。

この他に、『纂要抄』なることを明示することなく引用されてい  
る例もある。先ず、『源平盛衰記』卷第三十二「維高維仁位論」の  
真濟について述べたくだりに、

昔金剛薩埵、南天鐵塔ヲ開テ、大日如来ニ奉<sup>レ</sup>値、秘密瑜伽ノ  
教法ヲ伝受シ給シヨリ以来、弘法東漸シテ、真言上乘、日域ニ  
弘通セリ。弘法大師ハ龍樹菩薩ノ後身、鸞峯説法ノ聴衆也。昔  
威光菩薩トシテハ、日宮ニ居シテ、修羅ノ軍ヲ禦ギ、今遍照金  
剛トシテハ、日本ニ住シテ金輪聖王ノ福ヲ増。大日如来ヨリ第  
八代、惠果和尚ノ瀉瓶嫡弟也。<sup>(注24)</sup>

とある。これは原文を正確に引いたものでないうえ、空海を大日如  
来の化身とする『纂要抄』の立場ではなく、龍樹の後身とする文脈  
であることよりして、原典より直接引いたものではなからう。

さらに、両部神道書の代表的著作である『麗氣記』<sup>(注25)</sup>の一卷「豊  
受皇大神麗氣記」には次のごとき一節がある。

光明大梵天王<sup>ハ</sup>、(中略)胎藏界毘盧舍那遍照如来<sup>ナリ</sup>。其<sup>ノ</sup>字本不  
生不可得儀、万法皆空無自性門是也。過去花開王仏是也。  
三十三天中<sup>ニ</sup>、皆是<sup>シ</sup>名<sup>シ</sup>大梵天王<sup>ト</sup>、是名<sup>シ</sup>光明大梵天王<sup>ト</sup>、是

名「天御中主尊」、亦名「天照皇大神」、他化自在天、化身、大毘盧舍那如来<sup>ナリ</sup>。是名「摩醯首羅天王」、亦名「大自在天皇」。昔<sup>ナリ</sup>為<sup>ナリ</sup>「威光菩薩」。住<sup>ナリ</sup>「日宮」破<sup>ル</sup>「阿修羅王」難<sup>ヲ</sup>。今<sup>ハ</sup>居<sup>テ</sup>「日域」成<sup>ス</sup>「天照大神」。増<sup>ス</sup>「金輪聖王福」<sup>ヲ</sup>。

右は光明梵天王が、胎藏界大日・天御中主尊・天照大神等と団体であることを説くくたりで、傍線部のごとく、光明梵天王の別名が列挙されるなか、『纂要抄』に拠ったと思しき一文が組み込まれている。ただここでは、原文で「遍照金剛」だった箇所が「天照大神」に置き換わっており、文脈に即した改変の跡が見える。

『麗氣記』は醍醐天皇（八八五〜九三〇）に仮託されたる書であるから、後世の人である成尊の撰著たる『纂要抄』の名が出せないのは当然であろう。しかし、ここで重要なのは、『麗氣記』の撰述に際しても『纂要抄』が参看されているという事実である。『麗氣記』成立の具体的背景については、未だ明らかではないが、鎌倉期の両部神道書のなかで最も尊重された『麗氣記』においても、『纂要抄』の所説が少なからぬ役割を果たしていたのである。『纂要抄』の影響の大きさは、このようなところにもはつきりと刻印されている。

### ③大日本国説の展開

天照・大日習合説のさらなる展開については、次節以降詳述することとして、ここでは「大日本国」説の推移について述べておきたい。<sup>(注27)</sup> 鎌倉中期になると、大日本国説は、『真言付法纂要抄』に拠

らない形でも流布するようになってきた。その例としては先ず、中性院流の祖頼瑜の『真俗雜記問答鈔』第十八に次の如くある。

四十四 大日本国表示事

問何。答。木幡<sup>ノ</sup>口伝<sup>ニ</sup>云、大日之本国<sup>ト</sup>云事也。意<sup>ハ</sup>南天鉄塔<sup>ヲ</sup>為<sup>レ</sup>迹、高野<sup>ノ</sup>大塔<sup>ヲ</sup>為<sup>レ</sup>本<sup>ト</sup>歟。<sup>(注28)</sup>

また同じく頼瑜の前引『御遺告釈義抄』上「問。大日本国矣立名所由如何」にも、『纂要抄』と並んで、「木幡御伝云、大日之本国也」<sup>(注29)</sup>と見える。

木幡とは木幡上人と呼ばれた真空（廻心、一二〇四〜一二六八）のことである。<sup>(注30)</sup> 『真俗雜記問答鈔』によると、真空は、文応元年（一二六〇）十月から十二月にかけて、木幡観音院において「御談義」を行い、頼瑜はそれを聴聞している。さらに彼は、翌弘長元年（一二六一）、観音院において真空より具支灌頂を受けている（『招提千歳伝記』巻下、『本朝高僧伝』巻六十）。頼瑜が『釈義抄』を撰述したのは弘長二年三月のことであるから、彼が真空の大日本国の口伝を聞いたのは、文応元年から弘長元年の間のこととなる。『真俗雜記問答鈔』には百余りの真空の教相・事相にわたる諸説が載せられており、右はその一つである。真空の大日本国説も本来『纂要抄』に依拠したものであるが、高野山の大塔と南天鉄塔を本迹関係で捉える解釈は独特なものである。<sup>(注31)</sup>

また、山門記家の『溪嵐拾葉集』巻第六「山王御事」には以下の



ようにある。

尋云、以日本為大日本、方如何。答。覺大師、秘決云、夫日浴灌池、水出扶桑路、為神明庇述國。大日本、故号日本云云。此事者随分神明灌頂、秘事也。以我国大日本、積給故也云云。

ここでは、大日本國説は慈覺大師の所説としている。

さらに、卜部兼方『積日本紀』卷五・述義一・神代上「大日靈貴」条に次のごとく見える。

先師説云、天照大神御本地、大日之條炳焉者。大仰云、大日本國者、真言教大日本國之心云々。今文符合、殊勝事也。

右は、兼方の父兼文が文永十一年（一二七四）から翌年にかけて行った日本書紀講義での問答を引くところで、「先師」は兼文、「大」は前関白一条実経（一二三三〜一二八四）のことである。実経が「真言教」の説として大日本國説に言及していることは、この時期一般にも知られつつあった事情を物語る。

以上のごとく、『真言付法纂要抄』に発する大日本國説は、天照大日習合説と一対のものとして、日本と真言密教を結ぶ所説として定着していったのである。

天照大神 大日如来習合説をめぐって（上）

## 二、橋諸兄參宮説話の成立

### ①橋諸兄參宮説話

大日如来・天照大神同体説の淵源は、『真言付法纂要抄』であったが、その説話化といえるのが、橋諸兄參宮説話である。この説話は、十二世紀初頭に編纂された次の二書に見いだすことができる。

### ○『太神宮諸雜事記』第一

天平十四年十一月三日、右大臣橋朝臣諸兄卿參入於伊勢太神宮。其ノ故、天皇御願寺可被建立之由、依宣旨所被祈申也。然勅使皈參之後、以同十一月十一日夜中、令示現給。天皇之御前玉女坐、即放金色光宣。本朝神國也。可奉欽仰神明給也。而日輪者大日如来也。本地者毘盧舍那仏也。衆生者悟之当皈依仏法也。御夢覺之後、御道心弥發給。件御願寺事、始企給。

### ○『東大寺要録』卷一

大神宮禰宜延平神主日記云、天平十四年十一月三日、右大臣正二位橋朝臣諸兄、為勅使、參入於伊勢大神宮。天皇御願寺可被建立之由、所被祈也。爰件勅使歸參之後、同十一月十五日夜、示現給。帝皇御前玉女坐、而放金光宣。当朝神國。尤可奉欽仰神明給也。而日輪者大日如来也。本地者盧舍那仏也。衆生者悟解此理、当歸依仏法也。御夢覺給之後、弥堅固御道心發給、始企件御願寺給也。謂東大寺是也。

巴上  
証説文

（注35）

すなわち、天平十四年十一月三日、右大臣橘諸兄は、聖武天皇の勅使として伊勢神宮に詣でた。その目的は御願寺の建立祈願のためであった。諸兄帰参の後の同十五日(十一日)、天皇の夢中に「玉女」(天照大神)が出現して、自らの本地が盧舎那仏(『大日如来』たることを明かした。それを受けて建立されたのが東大寺だという。東大寺大仏は盧舎那仏であるから、東大寺は天照大神の本地仏を本尊とする寺であると説いているのである。

『大神宮諸雑事記』(以後『雑事記』と略称)については、詳しくは後に述べるように、現行本は寛治四年(一〇九四)以降の成立である。いつぼう『東大寺要録』(以後『要録』と略称)は、嘉承元年(一一〇六)に東大寺の某僧により撰述された。但し、現存本(国宝本・醍醐寺本)には、その後の書き入れがあり、長承三年(一一三四)までに、現行の形となつたと推定されている。本話の典拠である「大神宮禰宜延平神主日記」の延平(？〜一一〇四)とは、内宮荒木田氏(二門)延基の子で、承保二年(一一七五)に禰宜となり、康和元年(一一九九)に病を得て、二禰宜を極官として職を辞した人である。『要録』には「延年日記」の引用がこのほか二箇所に見えるが、後述するように、現在では『雑事記』の一異本であると思なされている。以上よりすれば、諸兄参宮説話は、少なくとも十一世紀末〜十二世紀初頭には、既に存在していたことになる。

## ② 諸兄参宮説話の真偽論争

明治四十年(一九〇八)、辻善之助が「本地垂迹説の起源について」<sup>(注36)</sup>で、諸兄の参宮(及び天照大神示現譚)が、何ら史実を背景にするものでなく後世の虚構であると指摘したことは、以後の諸家により支持されてきた。ところが戦後になると、田中卓・西田長男により、そこに一定の史実性を認めるべきとの見解が示され、現在に至るも議論は平行線を辿っている。ここでは、この問題についての私見を述べておきたい。

『雑事記』はその下巻々末識語<sup>(注37)</sup>によると、一禰宜徳雄(禰宜在職、貞観十七年(八七五)〜延喜六年(九〇六))より、興忠(同、応和元年(九六一)〜天元元年(九七八))、氏長(同、天元元年〜長保三年(九九九))、延利(同、長徳元年(九九五)〜長元三年(一〇三〇))、延基(同、長元二年〜承暦二年(一〇七八))の、荒木田二門の代々によって書き継がれてきた「古記文」であつたが、延基の子延清の時、内宮の火災により、「正本」が焼失した(承暦三年二月十八日のことと推測されている)。その後寛治七年(一〇九三)、太政官より本書が召し上げられ、翌年返却されたという。つまり、正本は焼失したもの、それに代わる副本(？)が存在したということになる(なお、前出延年は延基の子、延清の弟である)。

現行の『雑事記』については、従来より大別してふたつの意見があつた。ひとつは徳雄以来書き継がれた古記文そのものとする説、もうひとつは承暦の焼失以後あらたに作られたとする説である。このように見解が分かれるのは、諸兄参宮に限らず『雑事記』には、

記録としての信憑性を疑わせる記事（特に年代が古いもの）が散見されることに由来する。そのため、既に近世期においても、吉見幸和（二六七三〜一七六一）や橋村正兌（一七八五〜一八三七）<sup>(注38)</sup>によって、本書が平安末〜鎌倉期に作られた偽書であると主張されていた。先に触れた辻善之助の所論もその延長線上にあったものである。諸兄参宮説話についていえば、両説のうち前者を採れば、同説話が少なくとも徳雄の在世した貞観・延喜年中には存在したことになり、後者に従えば承暦年中以後の成立ということになる。

田中卓<sup>(注39)</sup>は前者の説を採り、『続日本紀』に載せる伊勢神宮奉幣・藤原広嗣の乱鎮定等の記事と比較検討した上で、諸兄の伊勢参宮が事実であり、天照大神の示現もその当時からのものであると主張した。ただ、天照大神⇨大日如来（盧舎那仏）習合説については、貞観・延喜頃の潤色である可能性を示唆している。西田長男<sup>(注40)</sup>は、田中説を踏まえた上で、諸兄参宮が史実であるばかりでなく、田中が参考として言及した行基参宮説話（後述）をも事実を背景としているとし、更に天照⇨大日習合説も、奈良時代当時の所説であると結論づける。また西田は『要録』の「延年日記」が『雑事記』の一異本だったことを明かしている。

右の田中・西田説は、その後櫛田良洪・村山修一等<sup>(注41)</sup>の賛同者を生みだしてもいるが、極めて問題のある見解といわざるを得ない。それは次の二点の理由からである。先ず第一点目として、これまでの神仏習合研究の蓄積の中で明らかになってきているように、本地垂迹説が明確に成立するのは十世紀以降であり、特に本地仏が個々

天照大神⇨大日如来習合説をめぐって（上）

の神に配当されるようになるのは、十一世紀前後からのことである。そのような通説に比して、奈良期は勿論のこと、貞観・延喜年間にしても余りにも早すぎ、事例として孤立しているからである。田中もこのことには気づいているらしく、「この所伝が、もし信用しうるものとするれば、ここに天照大神と盧舎那仏と結びつける本地垂迹の思想の萌芽——ここにみえる「本地」は大日如来に関するもので、イセの本地といふことではないであらうから、後の本地垂迹そのものとみることはできない」と、聊か苦しい説明をしている。しかし、これは明らかに誤読である。「日輪者大日如来也。本地者盧舎那仏也」でいう「本地」とは、もちろん「玉女」すなわち天照大神の本地ということである。だいたい「本地垂迹」の語を使っていないとしても、内容的に本地——大日（盧舎那仏）と垂迹——天照大神の関係を明かすことこそが、本話の主題そのものではないか。

次いで第二点目として、東大寺大仏（盧舎那仏）⇨大日如来という理解が、奈良期はもとより、貞観・延喜年中にまでも遡り得るものかということである。密教の教主である大日如来（摩訶毘盧遮那如来）が、華嚴経の教主たる（毘）盧舎那仏を發展せられた存在であり、両者がしばしば同一視されたことは事実である。しかし、それでは東大寺大仏が大日如来であると自明視されていたかといえ、問題は自ずと別であろう。西田は、

あるいは憶測するに、行基はすでに「日輪者大日如来也。本地

者盧舎那仏也」といった思想をいだいていたかもしれないと思う。もつとも、大日如来の語は『大日経』や『金剛頂経』に見えるもので、これらの経典は天平時代には伝来していなかったとすれば、おのずから話は別である。が、これらの経典は天平時代にはきわめて多く書写されており、かつわが国最古の写経の一つに『大日経』が現存する事実を考えても、行基がそうした思想をいだいていたとしても、なんら不思議はなからうと思<sup>(注43)</sup>う。

と述べているが、まさに「憶測」というほかない。行基が『大日経』を読んでいたかどうかは、ひとまず措くとしても、だいいち大仏Ⅱ盧舎那仏の「盧舎那」の語自体が「光明照」(『華嚴經探玄記』第三)の意を含んでいるのだから、天照大神と習合するのに、敢えて「大日如来」を介在させる必要は全くないのである。

### ③大仏Ⅱ大日如来同体観の成立時期

この説話において重要なのは、東大寺大仏Ⅱ大日如来という観念が前提となっていることである。華嚴宗の総本山である東大寺に、平安期を通じて真言密教が浸透していったのは事実であり、鎌倉期には明確に大仏Ⅱ大日如来観が見られる。だから、この観念がいつ頃より形成されたかが、本話の成立期を知る手がかりとなるだろう。

この問題について、近年横内裕人<sup>(注44)</sup>が注目すべき指摘を行って

る。横内によれば、東大寺における密教化の傾向は、尊勝院初代々主で東大寺別当にもなった光智(八九四〜九九七)によって著しく進展したが、明確に大仏Ⅱ大日如来説が確認できるのは、十二世紀極初頃である。その根拠となるのが、『東南院文書』七一四「東大寺大仏殿大日悔過供田施入状」である。

東大寺大仏殿 奉施入大日悔過供田事

合寺町捌段者

在山辺郡<sup>字長屋庄之内</sup>

十一条三里

卅一坪捌段

十二条三里

卅六坪壹町

右、件田、充行十八口禅僧、於大仏殿各致精誠、毎夜不闕、可勤修者、仍限永代、奉施入如件、

康和四年四月十日

權都維那法師「嚴慶」

別当前<sup>(永観)</sup>權律師(花押)

都維那法師「兼幸」

上座威儀師「慶源」

權上座大法師「朝秀」

寺 主大法師「朝信」

權寺主大法師「林幸」<sup>(注45)</sup>

右は康和四年(一一〇二)に、永観以下東大寺三綱が、大仏殿で行

われた「大日悔過」の供田として、大和国山辺郡長屋庄内の田地を、大仏殿に施入したときの文書である。この大日悔過は、「十八口禅僧を充行し、大仏殿に於て、各々精誠を致し、毎夜闕けず、勤修すべしてへり」というものであった。横内は、大仏殿内に行われたのだから、大日悔過の本尊（大日如来）は大仏であった可能性が高いことを指摘している。

治承四年（一一八〇）平重衡の東大寺焼き討ちを経て、新しく大仏殿が再建された建久七年（一一九六）には、殿内大仏の左右に両界曼荼羅を配した大仏殿長日両界供養が催された。その後大仏と脇侍の間には両界堂（醍醐寺藏弘安七年書写『東大寺大仏殿図』）が建造されるなど、大仏Ⅱ大日観は鎌倉期において完成をみるが、その初発は十二世紀初頭に求められるのである。

大仏Ⅱ大日観が成立を十二世紀初頭前後とする横内の指摘を踏まえれば、西田説のごとく奈良期は勿論、田中説のように貞観・延喜年中とすることも無理というほかない。残る問題は、参宮説話を伝える現行『雑事記』の成立時期との関係である。もし『雑事記』諸兄参宮の記事が貞観・延喜の徳雄の時代にまで遡るとすれば、横内の見解を誤りとしないう限り、矛盾が生ずることになるからである。

この問題について、井後政晏（佐々木）は『雑事記』に関するその論考のなかで、現行の『雑事記』は、焼失した「正本」を参考に行っているものの、代々の「古記文」そのものではなく、大幅に修訂・増補が加えられたものだとする。井後は、根拠のひとつとして、ほかならぬ「諸兄参宮」記事を採り上げ、その仮名表記が院政期の記録の特

徴を備えており、決してそれ以前に遡るものではないことを指摘した。そして『要録』が引く「延年日記」は、前代からの書き継ぎではなく、延年自身の手になる『雑事記』の異本であって、その成立は彼の死去した長治元年（一一〇四）以前とした。そして現行本の成立はさらに遅れ、大治三年（一一二八）〜仁安三年（一一六八）の間であると推定している。

以上の横内・井後の考察の結果と、前節で述べた『真言付法纂要抄』の撰進年（一一六〇年）から判断すると、橘諸兄参宮説話の成立は、十一世紀後半頃であったと考えるのが妥当である。勿論如上を以て、田中が立証しようとした諸兄の伊勢参宮の史実性、或いは少なくともかかる所伝が貞観年中の徳雄の時代にあったという可能性が完全に否定されるものではない。しかし少なくとも、大日（東大寺大仏）Ⅱ天照習合説を主題とする現行『雑事記』及び「延年日記」に見える参宮説話としては存在し得なかつたことは確実である。

なお、同説話に関しては、重要な問題が残されている。すなわち、十一世紀後半において東大寺と伊勢神宮がこのように関係づけられる背景は奈辺にあったのかということである。しかしながら、今回これに関しては、現段階では十分な検討ができず、後考を期したいと思う。

#### ④ 諸兄参宮説話の影響

さて、諸兄参宮説話は、平安末から鎌倉期にかけての東大寺再建

事業に、極めて大きな影響を与えている。そのことを示すのが、文治二年（一一八六）の東大寺衆徒による伊勢神宮参詣と大般若供養である。<sup>(注47)</sup> 東大寺復興事業は、文治元年には大仏開眼供養を終えたものの、大仏殿を初めとする多くの堂舎の再建が残されていた。文治二年二月のこと、伊勢神宮に参籠した大勧進重源は、「吾れ近年身疲れ力衰ふれば、大事成り難し。若し此の願を遂げんと欲さば、汝早く我が身を肥やさしむべし」との天照大神の示現を得た。その報告を受けた東大寺では、大般若経六百巻二部を書写し、内外両宮に奉納すべしと決した。同四月二十三日から五月三日にかけて、尊勝院々主弁曉（一一五二〜一二二四）以下六十人の衆徒が、内外両宮に参詣するとともに、神宮ゆかりの常明寺（外宮）・天覚寺（内宮）において、法楽のための大般若供養と番論義とを行った。そのときの記録は、衆徒の一員であった慶俊が編纂した『東大寺衆徒参詣伊勢大神宮記』に収められているが、そのなかに二十九日の天覚寺における供養の際の表白があり、文中に諸兄の参宮について言及されるのである（傍線部が該当箇所）。

是以、我寺本願感神聖武皇帝、伝尺尊遺法於慈氏尊之曉、為導我国衆生於一仏土之境、勸人造希代之大像、傾国立高広之伽藍思食。即献勅使於当宮、奉待靈応於大神御之処。神慮大感、冥助忽通、任御託宣之新旨、悦奉鑄盧舍那之靈像之日、十丈七尺之花御姿、<sup>(注48)</sup> 忽開千花台上之露、三身万徳之月兒、始耀無名之闇

（是を以て、我寺本願感神聖武皇帝、釈尊の遺法を慈氏尊の曉に伝へ、我国の衆生を一仏土の境に導かんが為に、人を勧めて希代の大像を造り、国を傾けて高広の伽藍を立つと思食しき。即ち勅使を当宮に献じ、靈応を大神に待し奉り御すの処、神慮大に感じ、冥助忽ちに通ず。御託宣の新たな旨に任せ、悦びて盧舍那の靈像を鑄奉るの日、十丈七尺の花の御姿、忽ちに千花台上の露に開け、三身万徳の月の貌を、始めて長夜無明の闇に耀き、…）

先にみた参宮説話の文章を直接引いてはいないが、それを踏まえたものであることは明らかであろう。この表白の起草者は弁曉である。<sup>(注49)</sup> 恐らく彼は『東大寺要録』に拠つて諸兄参宮に関する知見を得たものと考えられる。また、重源の徳憑があつたとはいへ、前例のない衆徒による神宮法楽供養が容易に決定されたのは、同書によつて東大寺と伊勢神宮の因縁浅からざることが、東大寺内部で周知されていたのではなからうか。

弁曉の場合、東大寺の僧綱であるから『要録』を披見し得たのは当然であろうが、一連の東大寺再建事業の過程で、宮中やその周辺にても『要録』を通じて諸兄参宮説話が知られるようになっていった。そのことを示すのが、建久六年（一一九五）に公卿勅使として神宮に派遣された九条良経（一一六九〜一二〇六）の日記である。今日、伊勢勅使の記事の抄録が『建久別記』等の名で残されている。その二月十二日の勅使拜命の条にいわく、

今日有<sub>レ</sub>殿上議定。是東大寺供養事、可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>申<sub>レ</sub>伊勢太神宮哉  
否事也。議定之趣縱横<sub>云々</sub>。或仏事不<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>申<sub>レ</sub>神宮<sub>云々</sub>。或天平  
被<sub>レ</sub>發<sub>レ</sub>遣公卿勅使<sub>レ</sub>之由、見<sub>レ</sub>要録。任<sub>レ</sub>彼例<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>發<sub>レ</sub>遣<sub>云々</sub>。  
或又期日已迫、可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>其煩。或供養以後可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>發<sub>レ</sub>遣<sub>云々</sub>。以<sub>レ</sub>  
件等趣、被<sub>レ</sub>奏聞<sub>レ</sub>処、猶可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>發<sub>レ</sub>遣<sub>レ</sub>之由、勅定切了。天平右  
大臣諸兄為<sub>レ</sub>勅使<sub>云々</sub>。今度必不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>大臣<sub>云々</sub>。  
予当<sub>レ</sub>使節之仁<sub>レ</sub>之由、殿下内々被<sub>レ</sub>告仰。於<sub>レ</sub>家雖<sub>レ</sub>無<sub>レ</sub>其例、  
殊有<sub>レ</sub>存旨<sub>レ</sub>之由、有<sub>レ</sub>仰也。<sub>(注50)</sub>

伊勢勅使は同年三月十二日に行われた東大寺落慶供養のためのもの  
であつた。そして、その先例として挙げられたのが、『要録』にあ  
る諸兄の勅使派遣の記事だつたのである。今回の勅使が異例に属す  
るものだったことは、右が伝える議定の混乱ぶりから窺われ、しか  
も「期日已に迫り」とあることよりすると、突然持ち上がったもの  
と思しい。諸兄参宮の先例なるものが、それまで殆ど知られておら  
ず、勅使派遣を実現すべく、このとき初めて披露されたものではな  
かろうか。典拠である『要録』の諸兄参宮記事は、恐らく東大寺か  
ら直接もたらされたのであろう。

諸兄の例に従えば大臣が勅使となるべきだが、今回は必ずしも  
そうでなくてもよいということ、当時権大納言兼左大将だつた  
良経が勅使となるよう、父の兼実(一一四九〜一二〇七)より内命を  
受ける。このとき兼実が「家に於いて其の例無しと雖も、殊に存  
ずる旨有り」と述べているのは、意味深長である。『玉葉』同年同

天照大神二大日如来習合説をめぐつて(上)

月二十三日条によると、この日兼実は良経に細かい指示を行つてお  
り、このことは兼実が勅使派遣実施に深く関与していたことを示し  
ている。息良経を勅使に推挽したのもその表れだろう。  
諸兄参宮説話について兼実自身が言及したものは見いだせない。  
ただ、同母弟だつた慈円(一一五五〜一二三五)の高田専修寺に所蔵  
される年次不詳の消息のなかに、次のような一節が見える。

又東大寺二候なる記文二八、大神宮、たまのおんな二現して、  
東大寺つくらるへきよし、聖武天皇に申上ておはしましたると  
候と承及候。<sub>(注51)</sub>

右が諸兄参宮説話の天照大神の示現部分を仮名に和らげたものなる  
ことは明らかで、「東大寺二候なる記文」とは『要録』を指すと判  
断できる。ただ、文面からすると実見したのではない。或いは兄の  
兼実を通じて知つたと推察されよう。

何れにせよ、従来伊勢神宮及び東大寺にて知られていた諸兄参宮  
説話は、東大寺再建事業の過程、就中建久六年の伊勢公卿勅使派遣  
の頃から広く流布していく。これはまた、天照二天照習合説が浸透  
していくことも重なつているのである。

その後諸兄参宮説話は、あらたに起こつた行基参宮説話と結びつ  
いて展開していくが、これについては次節で検討したい。

## 注

- (1) 神道大系『卜部神道(上)』五五頁(兼俱自筆本)。
- (2) 管見の及ぶところ専論としては、僅かに加藤玄智「天照と大日」(『密教文化』四〇、一九五八)、久保田収「伊勢神宮の本地」(『日本歴史』二九三、一九七二)『神道史の研究』(皇學館大學出版部、一九七三)再収)の論文(注2)があるのみで、これらも基礎的な考察を行ったに留まる。
- (3) 大須文庫(真福寺文庫)本「真言付法纂要抄」(文暦二年(一二三五)写)奥書に「後三条院東宮御時、依仰被作也」(真福寺善本目録 続輯)四四五頁とある。
- (4) 『弘法大師全集』一・九三頁(一部修正)。釈文は、底本及び大須文庫・金沢文庫蔵『御遺告秘要抄』所引の該当箇所を元々に作成した。また、『大日本仏教全書』一〇六・『大正蔵』七七所収翻刻も参考にした。
- (5) 『粟散辺土観』については、石田一良「愚管抄の成立とその思想」(『東北大学文学部研究年報』一七、一九六六)『愚管抄の研究』(へりかん社、二〇〇一)再収)、佐々木令信「三国仏教史観と粟散辺土」(大系仏教と日本人? 『国家と天皇』春秋社、一九八七)、高木豊「鎌倉仏教における国土意識」(同『鎌倉仏教史研究』岩波書店、一九八二)、成沢光「辺土小国」の日本——中世的世界像の一側面について」(『政治の言葉——意味の歴史をめぐって』平凡社、一九八四)等参照。
- (6) 永井義憲「成尊とその周辺——成尋および宇治大納言隆国」(『密教研究』九、一九七七)。
- (7) 『続真言宗全書』二六・一五〜一六頁。
- (8) 同四六頁。
- (9) 『金沢文庫資料全書』六・五四〜五五頁(底本金沢文庫保管・劔阿手沢本、句読点私意)。
- (10) 同右、五五頁。
- (11) 同右、五七頁。
- (12) 即位灌頂に関する先行研究としては、上川通夫「中世の即位儀礼と仏教」(岩井・岡田編『天皇代替わり儀式の歴史的展開』柏書房、一九八九)、阿部泰郎「宝珠と王権——中世王権と密教儀礼」(岩波講座・東洋思想一六『日本思想2』一九八九)、桜井好朗「東寺即位法の三印二明について」(『儀礼国家の解体』吉川弘文館、一九九六)、小川剛生「即位灌頂と撰閣家——二条家の「天子御灌頂」の歴史」(『三田国文』二五、一九九七)、橋本政宣「即位灌頂と二条家(上)(下)」(『東京大学史料編纂所紀要』八九、一九八九)、松本郁代「中世東寺をめぐる歴史叙述と王権神話——弘法大師と東寺即位法の可能性」(『日本文学』五〇——九二、二〇〇一)等がある。
- (13) 『群書類従』七・八一頁。
- (14) 慈円『毘逝別』上巻所収(『統天台宗全書』密教3・經典註釈書類II、二三四頁)。
- (15) この経緯については、注(12)小川前掲論文に詳しい。
- (16) 史料纂集『公衡公記』第一、一四〇頁。
- (17) 内閣文庫蔵本・一才(句読点・返点私意)。
- (18) その奥書は次の通りである(『国体の語と起源と概念(3)』所載)。  
永仁四年丙申二月十二日、前貴川善名称院坊、拭老眼馳筆了。為興法利生、値遇密教也。  
求法沙門契五七
- (19) 「国体の語と起源と概念(4)」(『中外日報』昭和十二年二月十二日号)。返点・句読点私意。
- (20) 阿部泰郎「高野物語」の再発見——醍醐寺本卷三の復原(『中世文学』三三、一九八八)所収翻刻文。なお、当該箇所については後に改めて検討する。
- (21) 『真言宗全書』二二・一四九頁。文中「小野僧正」とあるが、「小野僧正」とは仁海を指し、成尊は「小野僧都」と称される。しかし仁海の詞として同様の言を伝える例は、現在の所本書の他に確認できず、「僧正」は「僧都」の誤写或いは誤伝であろうと考えられ、「小野僧正詞」とは「纂要抄」を指すと見てよいだろう。
- (22) 金剛三昧院本『太神宮参詣記』神宮資料叢刊二・二二八頁。
- (23) 『続々群書類従』二・三三頁。なお、本条については、注(12)松本前掲論文において論究されている。
- (24) 中世の文学『源平盛衰記(六)』六六〜六七頁。
- (25) 『麗氣記』に関する研究は多いが最近のものとして、伊藤聡『麗氣記』について(『国文学解釈と教材の研究』四五——二二、二〇〇〇)、三橋・問屋・原・森「平成十二年度大会パネルセッション・『麗氣記』にみる中世」(『日本思想史学』三三、二〇〇二)、三橋正『麗氣記』の構成と言説



(35) 『金沢工業大学日本学研究所日本学研究』四、二〇〇二、神仏習合研究会編『校注解説・現代語訳 麗氣記』(法蔵館、二〇〇二)、伊藤聡「中世密教における神道相承について——特に麗氣灌頂相承血脈をめぐって」(今谷明編『王権と神祇』思文閣出版、二〇〇二)がある。

(26) 神道大系『真言神道(上)』四八頁。

(27) 「大日本国」説の内容については、既に拙稿「大日本国説について」(『日本文学』五〇——七、二〇〇二)で述べた。

(28) 『真言宗全書』三七・三二七頁。

(29) 『続真言宗全書』二六・四六頁。

(30) 内田信教「真空律師伝」(『六大新報』七〇五、一九一七)、本城俊澄「真空律師伝の研究」(『歴史と国文学』一六——一、一九三七)、牧野和夫「中世聖徳太子伝と説話」(『説話の講座』三、勉誠社、一九九三)、細川涼一「源実朝室本覚尼と遍照光院」(ハンレー他編『ジェンダーの日本史』上、東京大学出版会、一九九四)、苅米一志「遁世僧における顕密仏教の意義——廻心房真空の活動を中心として」(『年報中世史研究』二二、一九九七)、牧野和夫「太子伝と中世日本記」(『国文学解釈と鑑賞』六四——三、一九九九)、伊藤聡「沙石集」と中世神道説——冒頭話「太神宮御事」を巡って(『説話文学研究』三五、二〇〇〇)。

(31) 「南天鉄塔」については、あらためて後述する。

(32) 『大正蔵』七六・五一六頁b。

(33) 新訂増補国史大系本・八〇頁。

(34) 神道大系『皇太神宮儀式帳・止由気宮儀式帳・太神宮諸雜事記』三二五頁。

(35) 筒井英俊校訂本一一〇—一二頁。

(36) 『史学雑誌』一八——一(一九〇八)↓『日本仏教史研究』第一卷(岩波書店、一九八三)。

(37) 同識語は次のごとし(神道大系本・四八一頁)。  
此、古記文、者、故從<sub>レ</sub>致仕官長徳雄神主<sub>ニ</sub>以往相伝来也。其、後故興忠官長、其、男氏長官長、其、子延利官長、其、子延基官長相伝<sub>ニ</sub>、各自筆<sub>レ</sub>日記<sub>ニ</sub>而延基神主、男延清<sub>四</sub>、神主宿館<sub>天</sub>、外院焼亡<sub>天</sub>之次<sub>ニ</sub>、於<sub>ニ</sub>正本<sub>ニ</sub>者焼失<sub>レ</sub>已<sub>レ</sub>了。其記文、寛治七年官沙汰被<sub>レ</sub>召上<sub>ニ</sub>之後、同八年所<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>返下<sub>ニ</sub>也。

(38) 吉見幸和『難太神宮諸雜事記』、橋村正兌『外宮儀式解』。詳しくは、

注(46) 井後論文参照のこと。

(39) 田中卓著作集4『伊勢神宮の創祀と発展』(国書刊行会、一九八五)二一八—二二八頁↓「神宮の創祀と発展」(神宮司庁、一九五九)初出。

(40) 西田長男『日本神道史研究』第四卷(講談社、一九七八)一〇〇—九〇頁↓「伊勢神宮と行基の神仏同体説」(『神道史研究』三、四、一九五九)初出。

(41) 榑田良洪「真言密教成立過程の研究」(山喜房、一九六四)二三三—三四頁、村山修一「本地垂迹」(吉川弘文館、一九七四)三九頁。

(42) 田中前掲書・二二二頁。

(43) 西田前掲書・八九頁。

(44) 横内裕人「南都と密教——東大寺盧遮那大仏の変奏」(『国文学解釈と教材の研究』四五——二、二〇〇〇)。

(45) 『平安遺文』一四七八

(46) 井後政晏「太神宮雜事記の成立」(『神道史研究』三六——一、一九八八)。

(47) 東大寺衆徒の伊勢参宮については、真福寺善本叢刊8『古文書集一』「東大寺衆徒参詣伊勢大神宮記」阿部泰郎解題(臨川書店、二〇〇〇)、伊藤聡「文治二年東大寺衆徒伊勢参宮と弁曉——金沢文庫保管『大神宮大般若供養』をめぐって」(『仏教文学』二五、二〇〇二)参照。

(48) 真福寺善本叢刊8『古文書集一』三八一—八二頁。但し、後に釈文(私意)を付したので、訓点は省略した。

(49) この表白は、金沢文庫保管の弁曉の草文の一つとして、『大神宮大般若供養内宮御料』と外題しても残されており、弁曉が起草したものなることが知れる。注(47)伊藤論文に、その翻刻がある。

(50) 神道大系『伊勢勅使部類記・公卿勅使記』三〇三頁。

(51) 高田専修寺蔵『慈円消息』(高田専修寺展——歴史と美術』三重県立美術館、一九九二)。この史料については、阿部泰郎氏のご教示を受けた。